

都市計画法第53条第1項の許可申請の手引き

【1.許可が必要な区域及び行為】

区域	都市計画決定された都市施設（道路・公園等）の区域内 市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）施工予定区域内 ※事業着手している場合は本申請以外の別申請による許可が必要
行為	都市計画施設、市街地開発事業の計画線の区域内および区域にまたがって行う建築物の建築 ※敷地のみに計画線がかかる場合は申請不要

【2.許可申請の方法】

申請書類	許可申請書（正本）・・・1部 ※記入例参照 許可申請書（副本）・・・1部 // 添付書類（【4.添付書類チェックリスト】参照）・・・2部（正本、副本にそれぞれ添付）
申請先	都市計画課
標準審査期間	申請完了後（内容修正があった場合は修正完了日から）10日程度

【3.認可基準チェックリスト】

確認	認可基準
☐	物理的・経済的に容易に移転、除去することができるものであること
☐	2階以下で地下室を有しないこと
☐	主要構造部（※1）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること ※鉄筋コンクリートは不可

（※1）壁・柱・床・はり・屋根又は階段のうち建築物の構造上重要な部分

【4.添付書類チェックリスト】

必要に応じて添付する書類					
作成	書類の種類		確認	作成上の注意	
☐	委任状	※申請者に代わって代理人が申請する場合	☐	2部作成（コピー不可）	※記入例参照
☐	土地の使用承諾書	※土地所有者が申請者以外の者である場合（借地等）	☐	2部作成（コピー不可）	※記入例参照
必ず添付が必要な書類					
作成	書類の種類		縮尺	確認	作成上の注意
☐	付近見取図	当該敷地の位置及び周辺の土地の状況を表示する図面	適宜	☐	方位の表示
				☐	目標となる地物の表示
				☐	敷地の位置の表示
				☐	都市計画施設（道路・公園等）・市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）の計画区域、名称の表示（※2）
☐	断面図	2面以上の断面図	1/200以上	☐	方位の表示
				☐	縮尺（1/200以上）及び寸法の表示（※図面上で縮尺と寸法の整合がとれていること）
				☐	各階の床及び天井の高さ、軒及び庇の出、建築物の各部分の高さの表示
☐	平面図	各階の図面	適宜	☐	縮尺及び寸法の表示（※図面上で縮尺と寸法の整合がとれていること）

